

4 - (7) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	朝・夕 (午前6時～午前8時) (午後7時～午後10時)	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後10時～ 翌日の午前6時)
	第1種区域	45デシベル以下	50デシベル以下
第2種区域	50デシベル以下	60デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	60デシベル以下	65デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	65デシベル以下	70デシベル以下	55デシベル以下

(備考)

- 1 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
- 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。
  - (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
  - (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
  - (3) 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
  - (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

4 - (8) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業 地域の区分 規制種別	くい打機	くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント	バックホウ
		くい打くい抜機					アスファルトプラント
基準値	85デシベル						
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと。						
	午後10時～午前6時の時間内でないこと。						
1日当たりの作業時間	10時間/日を超えないこと。						
	14時間/日を超えないこと。						
作業期間	連続して6日を超えないこと。						
作業日	日曜日その他休日でないこと。						

- (注) 1 地域の区分欄の は第1号区域、 は第2号区域を表す。
- 第1号区域 ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
 エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域
- 第2号区域 第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域
- 2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
  - 3 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
  - 4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。